

「外国人雇用状況の届出」は全ての事業主の責務です！

～ 平成19年9月30日以前から雇用している
外国人労働者に係る届出はお済みですか？ ～

外国人雇用状況の届出制度につきましては、雇用対策法の改正に伴い、平成19年10月1日から、全ての事業主の方は、外国人労働者(特別永住者及び在留資格が「外交」、「公用」の者を除く。)を雇い入れた場合又はその外国人が離職した場合には、当該外国人の氏名、在留資格、在留期間等を確認したうえで、所定の届出様式(外国人雇用状況届出書(様式第3号))等によりハローワークへ届け出ることが義務付けられています。

また、改正雇用対策法の施行日前(平成19年9月30日以前)から継続して雇用している外国人労働者につきましても、同様の届出を、平成20年10月1日までに行うことが事業主の方に義務付けられています。(届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金が科されます。)

外国人労働者を雇用している又は雇用していた事業所で、ハローワークへの届出を洩らしている事業主の方は、早急に外国人雇用状況の届出を行ってください！！

詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

また、このホームページでは、電子媒体(Excel形式)による届出様式のダウンロードや電子申請による届出を行うこともできます。

外国人雇用状況届出制度の概要

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/index.html>

お問い合わせ

ご不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

新宿公共職業安定所 新宿外国人雇用支援・指導センター 担当：内 藤

TEL 03-3204-8609(直通)

FAX 03-3204-8619